

2019 (H31) 年 2月 12日 (火)

山口県弁護士会所属 登録番号37149

ひよりやま No.11

弁護士 前田 将志

山口県下関市丸山町三丁目2番1号 吉岡ビル2B TEL 083-242-5894 FAX 083-242-5895

12月29日、妻と2人で長門市の香月泰男美術館を訪問。ちょうど『香月泰男 風景のまなざし—スペイン編—』という企画展が開かれていました。1956年と1972年にそれぞれスペインに行った際に作成したスケッチの展示で、重厚な「シベリアシリーズ」と異なり、Tシャツのデザインにも使えるような軽いオシャレなタッチのものが多かったです。

その中に闘牛のスケッチが多数ありました。大観衆に囲まれる中、槍がいくつも刺さっている牛が堂々と屹立しているという構図のものが印象的で、香月氏の美学が感じ取れました。トレドなど各地の風景スケッチも楽しく、是非いちど妻と一緒に訪ねたいものだと思います。



ところで、新年早々悲しい知らせが…。元日に画家の堀晃さんが亡くられました。

「ひよりやま No 9」でご紹介しましたように、私は堀先生のファンです。7月にはお宅に伺って心に残るお話を聞かせていただきました。その「ひよりやま」をお送りしたらとても喜んでくださり、奥様から丁寧なお葉書をいただきました。もう一枚先生の作品がほしくて、早く湯玉のお宅に行きたいと思っていた矢先です。先生にはまだまだ作品を描いて欲しかった…。残念でたまりません。

改めて画集「空ガ満チルトキ」を開くと、サインに「まさしさん みのりさん ひとりぼっちの砂浜をとぼとぼと歩く人がいる」と書いてくださっていました。私は勝手に「病んでなお描き続ける先生の姿」を重ねています。でも、先生の歩みは決して「とぼとぼ」ではありませんでした。

【写真は堀先生が昨年秋に完成された作品です。所有者のご厚意で掲載しています。題名はありませんが所有者は「赤い魚」と呼んでいます】

憲法改正

改正手続きについて、前号で「国会による発議」まで紹介しました。そのつづき「国民投票」です。

- 発議の日から起算して60日以後180日以内に国民投票にかけられ、投票総数（賛成票と反対票の合計で、白票等の無効票は含まれない）の過半数の賛成で承認されます。
- 国民投票広報協議会（衆参各議院の議員から10人ずつ選任）が設置され、憲法改正の内容や賛成意見及び反対意見等を掲載した国民投票公報などを作成し、テレビ・ラジオ・新聞などで広報します。
- 総務大臣、中央選挙管理会、都道府県及び市町村の選挙管理委員会は国民投票の方法や手続き、運動の規制等について国民に周知します。
- ◎ 憲法改正案に対し、賛成または反対の投票をするよう、またはしないよう勧誘することを国民投票運動といいます。この運動については「投票が公正に行われるための必要最小限の規制」が定められています。
- 投票は改正案ごとに一人一票で、投票用紙に記載された「賛成・反対」の文字を丸で囲み投票箱に投函します。

